

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月16日

京都市長 門川 大作

京都市規則第132号

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号オ(ウ)中「公共用空地から見えない屋根の部分を」を削り、同号オ(エ)を削り、同項第4号キ(イ)中「第1号オ(エ)」を「第1号オ(ウ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)